（別記様式第１号）

計画作成年度	令和３年度（2021 年度）
計画主体	神河町

神河町鳥獣被害防止計画

（令和４年４月１日制定）

＜連絡先＞
担 当 部 署 名　神河町役場　地域振興課
所　　在　　地　兵庫県神崎郡神河町寺前６４番地
電　話　番　号　０７９０-３４-０９６０
Ｆ　Ａ　Ｘ 番 号　０７９０-３４-０６９１
メールアドレス　tiiki_shinko@town.kamikawa.hyogo.jp

（注）１　共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
２　被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル（以下「サル」という） ニホンジカ（以下「シカ」という） イノシシ ヌートリア アライグマ ハクビシン カワウ アナグマ タヌキ キツネ テン イタチ ノウサギ ツキノワグマ
計画期間	令和４年度～令和６年度（2022～2024 年度）
対象地域	神河町全域（神河地域）

（注）１　計画期間は、３年程度とする。
　　２　対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和２年度）

鳥獣の種類	被害の現状			備考
	被害作物	被害面積（ha）	被害金額（千円）	
イノシシ	水稲	1.25	1,590	
	小麦	0.89	81	
	豆類	0.77	90	
	計	2.91	1,761	
サル	水稲	0.07	89	
	小麦	0	0	
	豆類	0	0	
	果樹	0.12	211	
	野菜	0.10	307	
	イモ類	0.02	17	
	計	0.31	624	
シカ	水稲	0.07	89	
	小麦	1.23	113	

	豆類(黒豆、小豆)	0	0	
	野菜	0.02	43	
	計	1.32	245	
アライグマ	果樹	0.08	485	
	野菜	0.12	349	
	計	0.20	834	
ヌートリア	水稲	0.04	50	
	果樹	0.05	48	
	野菜	0.06	141	
	いも類	0.04	15	
	計	0.19	254	
ハクビシン	果樹	0	0	
	野菜	0	0	
	いも類	0	0	
	計	0	0	
アナグマ	果樹	0	0	
	野菜	0	0	
	いも類	0	0	
	計	0	0	
タヌキ	果樹	0	0	
	野菜	0	0	
	いも類	0	0	
	計	0	0	
キツネ	野菜	0	0	
	いも類	0	0	
	計	0	0	
テン	果樹	0	0	
	いも類	0	0	
	計	0	0	
イタチ	果樹	0	0	
	野菜	0	0	
	いも類	0	0	
	計	0	0	
ノウサギ	果樹	0	0	
	野菜	0	0	
	計	0	0	
	合計	4.93	3,718	

（注）　主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

▌イノシシ

イノシシの分布は本町全域に渡っており、平成２２年度以降、町内の田畑への被害が頻発するようになったため、田の周囲にイノシシ柵の設置・補強をしているが、出入り口や柵の弱いところ等を中心として地面を掘って侵入する等の事例が頻発しており、水稲への被害が特に大きく、穂の食害や踏み倒しなどの被害が多発している。

▌サル

サルの分布は本町北西部の長谷地域及び南小田、大河地域などで昭和４８年頃から植林地の少ない山裾で見かけるようになった。近年では、寺前地域など町の南部地域にも出没している。

以前は冬場の餌のない時期に出没し農作物に被害を加えていたが、近年では家庭菜園を中心に年間を通じて被害が発生しており、屋根瓦のずれ等生活環境への被害も多発している状況である。

令和２年１２月末現在で４群の群れがあり、全体の生息数は１６２頭と推定される。また、ハナレザルの目撃も増加している。

▌シカ

シカの分布は本町全域に渡っており、平成３年頃から農地への出没が目立つようになった。水稲被害では苗と穂の食害、麦においては冬季に葉の食害が多発している。豆類では発芽した芽の食害などの被害が発生し、生産意欲の減退を招いている。

また、山林における杉、桧の食害も多発しており、被害面積は増加の一途を辿っている。

生息数は、捕獲頭数、被害状況からして、捕獲対策は実施しているものの減少はしていないと推察される。

▌アライグマ

これまでは、ほとんど目撃されていなかったが、隣町の市川町で増加していることもあり、平成２２年頃から本町でも目撃されるようになった。それに合わせて畑への被害が増加している。

▌ヌートリア

市川、越知川だけでなく、そこに流れ込む支流にも生息しており、近年は農作物への被害が増加している。水稲では、水際でかみ切るために被害が大きくなっている。また、キャベツが好きなこともあり、栽培農家では捕獲檻の設置や忌避剤の散布等を行っているが、完全に被害を防ぐことは難しく被害が大きくなっている。

本町北部の寒い地域での目撃も増加中で、生息数はかなり増加しているものと思われる。

▌ ハクビシン

これまでは、ほとんど目撃されていなかったが、５年ほど前より町内全域において目撃が確認されるようになった。主に果樹、野菜などの被害が確認され、畑への被害が増加してきている。

▌アナグマ、タヌキ、イタチ、テン、ノウサギ

農業被害が町内で確認されており、今後、被害拡大が懸念される。

▌ カワウ

町内で３漁業協同組合が鮎、アマゴの放流事業を年間５００万円前後の費用を掛けて実施しているが、食害等により成魚の姿が少なくなり鮎釣愛好家の減少につながってしまっている。

▌ ツキノワグマ

近年、果樹の被害が発生し、町内への出没が確認されており、今後も被害発生が懸念される。

（注）１　近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

２　被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

（３）被害の軽減目標

指標		現状値（令和２年度）	目標値（令和６年度）
イノシシ	被害金額（千円）	1,761	1,410
	被害面積（ha）	2.91	2.33
サル	被害金額（千円）	624	500
	被害面積（ha）	0.31	0.25
シカ	被害金額（農作物）（千円）	245	200
	被害面積（農作物）（ha）	1.32	1.06
	被害金額（人工林）（千円）	0	0
	被害面積（人工林）（ha）	0	0
アライグマ	被害金額（千円）	834	665
	被害面積（ha）	0.20	0.20
ヌートリア	被害金額（千円）	254	200
	被害面積（ha）	0.19	0.19
ハクビシン	被害金額（千円）	0	0
	被害面積（ha）	0	0
アナグマ	被害金額（千円）	0	0
	被害面積（ha）	0	0
タヌキ	被害金額（千円）	0	0
	被害面積（ha）	0	0
キツネ	被害金額（千円）	0	0

	被害面積（ha）	0	0
テン	被害金額（千円）	0	0
	被害面積（ha）	0	0
イタチ	被害金額（千円）	0	0
	被害面積（ha）	0	0
ノウサギ	被害金額（農作物）（千円）	0	0
	被害面積（農作物）（ha）	0	0
	被害金額（人工林）（千円）	0	0
	被害面積（人工林）（ha）	0	0
ツキノワグマ	被害金額（千円）	0	0
	被害面積（ha）	0	0

（注）１　被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
２　複数の指標を目標として設定することも可能。

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	サル ・有害鳥獣駆除班による捕獲活動の実施（銃器・わな・檻） ・サル監視員による追い払い活動や住民への接近情報の提供 シカ、イノシシ ・有害鳥獣駆除班（捕獲班）による捕獲の実施(銃器･わな) アライグマ、ヌートリア ･有害鳥獣駆除班による捕獲活動の実施（わな） カワウ ・有害鳥獣駆除班（捕獲班）による捕獲の実施（銃器）	サル ・銃器による捕獲が難しく、捕獲が困難 ・過疎化、高齢化、シカ柵の設置により追い払い活動が困難 シカ、イノシシ ・有害鳥獣駆除班員の高齢化により捕獲従事者の確保が困難 アライグマ、ヌートリア ・他の小動物も捕獲されるため、わなでの捕獲が困難 カワウ ・ねぐらが町外にあり、他市町との連携が不可欠。
防護柵の設置等に関	防護柵の設置について 令和 2 年度 ・金網柵 L= 407m（1 集落）	一定の成果を上げているが、未設置集落への被害が増加している。 また、防護柵と山林の間に緩衝帯

する取組	令和3年度 ・金網柵 L= 321m（1集落） 緩衝帯を設置について 農地・人家等に隣接した森林の裾野の樹木を伐採し、緩衝帯を設置 令和元年度 ・対象鳥獣　サル・シカ・イノシシ ・整備面積　5.17ha（栗） ・対象鳥獣　サル・シカ・イノシシ ・整備面積　4.70ha（赤田） 令和２年度 ・対象鳥獣　シカ・イノシシ ・整備面積　7.18ha（岩屋）	を設けるなど、加害鳥獣が出没しにくい環境をつくると同時に、維持管理を容易にする必要がある。 森林所有者の理解を得ることが困難(支障木の補償なしの野生動物共生林、里山防災林による整備)

（注）１　計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
２　「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
３　「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

（５）今後の取組方針

▌サル

群れごとの生息状況に応じた捕獲とあわせ、サル警報システムやサル位置情報メールを活用した効果的な追い払い体制の確立、被害の事前予防対策、防護柵や緩衝帯の設置による集落環境の整備を推進するとともに、平成30年度に導入したサル捕獲装置を初め、町内の5箇所の捕獲装置等の活用による集団捕獲対策についても積極的に実施する。

また、安全な追払い活動を実施するため、動物駆逐用煙火(轟音玉)の煙火消費保安手帳の取得講習会についても引続き実施する。

▌シカ、イノシシ

銃器による捕獲とあわせ、地域住民が主体となったわな（檻）での捕獲を実施する。また、被害対策としての防護柵の設置や緩衝帯による集

落環境の整備を推進する。
　令和３年３月以降、県内において、野生イノシシでの豚熱陽性が確認されており、感染拡大や養豚場での豚熱発生が懸念される。
　捕獲強化にあたっては、狩猟者が靴底消毒や車両消毒等の防除措置を実施しながら取り組んでいく。

▌アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、アナグマ、タヌキ、キツネ、テン、イタチ、ノウサギ

　捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習を受講したものが、わな猟の免許所持者の指導・監督のもとで、地域住民が主体となった捕獲を実施する。

▌カワウ

　猟友会に適正な追払い・捕獲活動を依頼すると共に、漁協関係者による追払い活動を実施する。また、令和元年度に導入したドローンを活用し生息場所の調査、追払いを実施する。

▌ツキノワグマ

　兵庫県ツキノワグマ出没対応マニュアルに基づく捕獲を実施する。
　誘引物の除去や環境整備、追払い等を実施する。

（注）　被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

　有害鳥獣駆除班（神崎猟友会・大河内猟友会）へ捕獲業務を委託し、捕獲を実施する。駆除班は地域別に組織されており、銃器による駆除班は班長以下２０名程度、わなによる駆除班は班長以下１５名程度となっている。
　また、猟友会員の高齢化に伴い班員が減少していく対策として、新規狩猟免許取得者の確保を積極的に実施する。
　県が三木市吉川町で整備を進める「兵庫県総合射撃場（仮称）」において、銃猟及びわな猟による捕獲従事者の育成確保や捕獲技術の向上を進める。

（注）１　鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
　　２　対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
　　３　捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
４年度	サル シカ イノシシ ヌートリア アライグマ ハクビシン アナグマ タヌキ キツネ テン イタチ ノウサギ カワウ	・町単独事業の狩猟免許取得促進事業で取得経費の一部を補助する。 ・鳥獣被害対策の講習会を行い、猟友会員の捕獲技術の向上、農家の自衛意識の啓発を図る。
５年度	サル シカ イノシシ ヌートリア アライグマ ハクビシン アナグマ タヌキ キツネ テン イタチ ノウサギ カワウ	・町単独事業の狩猟免許取得促進事業で取得経費の一部を補助する。 ・鳥獣被害対策の講習会を行い、猟友会員の捕獲技術の向上、農家の自衛意識の啓発を図る。
６年度	サル シカ イノシシ ヌートリア アライグマ ハクビシン アナグマ タヌキ キツネ テン イタチ ノウサギ カワウ	・町単独事業の狩猟免許取得促進事業で取得経費の一部を補助する。 ・鳥獣被害対策の講習会を行い、猟友会員の捕獲技術の向上、農家の自衛意識の啓発を図る。

（注）　捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
●イノシシ	全町域に生息し、生息数の減少も認められないため、農地周辺に出没する加害個体を中心に有害鳥獣による捕獲を年間通して実施する。目標数は過去の捕獲数を参考に９０頭に設定。
●サル	必要に応じて、銃器、わな及び捕獲檻により捕獲活動を実施。目標数は過去の捕獲数を参考に４０頭に設定。
●シカ	兵庫県が策定している「ニホンジカ管理計画令和２年度事業実施計画」では、神河町の令和２年度の捕獲目標数は、１，１３７頭となっている。（令和３年度は８３７頭） 全町域に生息し、生息数（被害量）の減少も認められないため、有害鳥獣による捕獲を年間通して実施する。シカの生息数を減らしていくために、目標を令和４年度より１，０００頭に設定。
●ヌートリア アライグマ ハクビシン アナグマ タヌキ キツネ テン イタチ ノウサギ	生息数の増加と生息地域の拡大を抑制するために、可能な限り捕獲を行う。
●カワウ	生息数の増加と生息地域の拡大を抑制するため、有害鳥獣による捕獲を年間通して実施する。過去の捕獲数を参考に、目標を５０羽に設定。
●ツキノワグマ	危険個体については有害駆除を実施する。

（注）　近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	４年度	５年度	６年度
イノシシ	90 頭	90 頭	90 頭
サル	40 頭	40 頭	40 頭
シカ	1,000 頭 (450 頭(有害期)+550 頭(狩猟期))	1,000 頭 (450 頭(有害期)+550 頭(狩猟期))	1,000 頭 (450 頭(有害期)+550 頭(狩猟期))
アライグマ ヌートリア ハクビシン アナグマ タヌキ キツネ テン イタチ ノウサギ	可能な限り捕獲する。	可能な限り捕獲する。	可能な限り捕獲する。
カワウ	50 羽	50 羽	50 羽

（注）　対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
●イノシシ、サル、シカ 銃、わな及び捕獲檻を利用して、有害鳥獣による捕獲を年間通して実施する。 ●ヌートリア、アライグマ、ハクビシン、アナグマ、タヌキ、キツネ、テン、イタチ、ノウサギ 小動物用の捕獲檻を貸し出し、捕獲を実施する。 ●カワウ 銃を利用して、有害鳥獣による捕獲を年間通して実施する。

（注）１　わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

２　捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
特記事項なし

（注）　鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
神河町全域	アナグマ、タヌキ、キツネ、テン、イタチ、ノウサギ

（注）１　都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第４条第３項）。

２　対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	４年度	５年度	６年度
イノシシ・シカ	金網防護柵 L=1,172m（2 集落）	金網防護柵 L=500m（2 集落）	金網防護柵 L=500m（2 集落）

（注）１　設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

２　侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

（２）その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
４年度 ～６年度	シカ・イノシシ・サル	野生動物共生林整備事業、里山防災林整備事業を実施し、緩衝帯の設置及び里山の整備を行う。 防護柵の維持管理を進めるために、修繕や機能強化費用の補助を行う。
４年度 ～６年度	サル	サル警報システムやサル位置情報メールを活用した効果的な追払い体制を確立する。
４年度 ～６年度	カワウ	ドローンを活用した追払いを実施する。

（注）　侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

５．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
神河町地域振興課	関係機関との連絡・調整、情報の収集・提供、広報
姫路農林水産振興事務所	関係機関との連絡・調整、情報の収集・提供
福崎警察署	地域巡回、情報の収集・提供、警戒、広報
神崎猟友会・大河内猟友会	対象鳥獣の捕獲、追い払い

（注）１　関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
２　役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
３　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

（２）緊急時の連絡体制

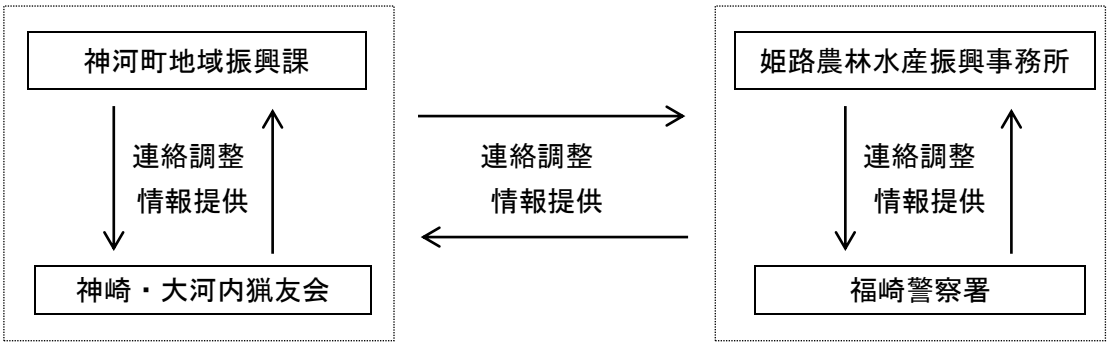

（注）　緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

６．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

食肉等に活用できないものについては、焼却又は埋設処分を行う。

（注）　適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

７．捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシ、シカについては、可能な限り食肉としての利用を推進するとともに、加工品としての商品化も検討する。

（注）１　食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
２　処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

８．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	神河町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
神河町区長会	住民の意見を汲み上げる
神河町農会長協議会	農業者の意見を汲み上げる
農家代表	被害地域の農家の意見を代表する
兵庫西農業協同組合	営農指導員の立場で対策内容を検討する
中はりま森林組合	林業者の立場で対策内容を検討する
神崎猟友会・大河内猟友会	狩猟者の意見を代表する
姫路農林水産振興事務所（森林動物指導員）	森林整備指導、生息地管理等、鳥獣対策の技術指導
兵庫県森林動物研究センター	鳥獣対策の技術指導
神河町地域振興課	有害鳥獣担当

（注）１　関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
２　役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
町内漁業協同組合	内水面漁業者として対策内容を検討する
兵庫県農業共済組合中播事務所	被害補償について迅速に対応する

（注）１　関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
２　役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
３　協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊については、町職員１名を任命し、追い払い活動等の被害防止対策に従事しているが、今後は、猟友会や農林漁業団体の職員等民間の隊員を確保し、鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制を構築する。

（注）１　被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状

況、設置予定時期等について記入する。
２　鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

県（兵庫県森林動物研究センター及び姫路農林水産振興事務所）と町が連携し、技術的な対策指導を行う。

（注）　その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

９．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

必要に応じ、別に定める。

（注）　その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。